

平成16年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成16年12月15日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年12月21日 午前10時00分
	閉 会	平成16年12月21日 午後 8時49分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	欠 員	
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 0名 欠員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	病院事務長	古川 福一
助役	大沼 隆	特別養護老人ホーム施設長	藤田 稔
収入役	黒田 庄司	デイサービスセンター施設長	藤田 稔(兼務)
総務課長	田辺 正保	監査委員	今村 實
行財政課長	斉藤 健一	監査事務局長	阿野 幸男
まちづくり推進課長	福田 美樹夫	教育長	富澤 泰
税務課長	大野 榮司	教委管理課長	柿崎 修一
町民課長	久保 一将	教委指導室長	大場 和典
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委生涯学習課長	松浦 正之
環境政策課長	佐藤 悟	教委体育振興課長	大野 繁嗣
農政課長	西野 清	農委事務局長	藤田 稔
水産課長	大崎 広也	農政課長補佐	竜川 正憲
商工観光課長	高根 行晴		
建設課長	北村 誠		
水道課長	松澤 武夫		

1. 会議録署名議員

10番	池田 實		
11番	岩谷 仁悦郎		

1. 会期

12月15日から12月21日までの7日間(休 会12月18日、19日の2日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 4 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 6 . 1 2 . 2 1)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2	議案第70号	平成16年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第71号	平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第72号	平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第73号	平成16年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
	議案第74号	平成16年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第75号	平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算
	議案第76号	平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第77号	平成16年度厚岸町病院事業会計補正予算
	議案第92号	平成16年度厚岸町一般会計補正予算
	第 3	議案第83号
議案第84号		厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第93号		特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第94号		教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追 加	発議案第1号	厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 4	意見書案第 9号	都道府県漁業調整規則における罰則強化について漁業法の改正を求める要望意見書
第 5	意見書案第10号	BSE全頭検査の継続を求める要望意見書
第 6	意見書案第11号	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する要望意見書
第 7	意見書案第12号	教育基本法の改正を求める要望意見書
第 8	意見書案第13号	北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める要望意見書

第 9	意見書案第 14 号	「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める要望意見書
第 10	意見書案第 15 号	北方領土の早期復帰の実現に関する要望意見書
第 11	意見書案第 16 号	平成 17 年度地方交付税所要総額の確保に関する要望意見書
第 12	意見書案第 17 号	「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する要望意見書
第 13		各常任委員会道内行政視察報告書
第 14		各委員会所管事務調査報告書
第 15		各委員会閉会中の継続調査申出書

議 長 | ただいまより、平成16年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番池田議員、11番岩谷議員を指名いたします。

議 長 | 補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。
休憩時刻 10時01分

議 長 | 本会議を再開いたします。再開時刻 16時47分
本日の会議時間は、議事日程にあります案件の審査が全部終了するまであらかじめ時間の延長を行います。
本会議を休憩いたします。休憩時刻 16時48分

議 長 | 本会議を再開いたします。再開時刻 17時36分
何か10分程度休みたいというような声もちょっと漏れたようなんですが、どうしますか。

(発言する者あり)

議 長 | やりますか。

(「はい」の声あり)

議 長 | それじゃ、補正予算だけ上げてしまって休憩したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
本会議を再開いたします。

議 長 | 日程第2、議案第70号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算から議案第77号 平成16年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、議案第92号 平成16年度厚岸町一般会

計補正予算、以上、9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、平成16年度厚岸町各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

4番。

4 番 各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第70号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算ほか9件の審査につきましては、本日本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

以上です。

議 長 初めに、議案第70号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第73号 平成16年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第74号 平成16年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第75号 平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第76号 平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成16年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩時刻 17時43分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 18時43分

議長 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第84号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第93号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第94号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を再び一括議題といたします。

本4件の議案審査については、議長を除く16名の委員による議案審査特別委員会に付託し、審査を求めていたところ、今般審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1番、室崎委員長。

1番 本委員会に付託されました議案第83号 職員の給与に関する条例の制定について

などの4件の審査につきましては、本日委員会を開催し、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

議長 初めに、議案第83号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長 異議がありますので、これより起立により採決をいたします。
本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第84号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長 異議がありますので、これより起立により採決をいたします。
本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩いたします。

休憩時刻 18時47分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 18時50分

議長 お諮りいたします。

ただいま発議案第1号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

発議案第1号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。

1番。

1番 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを発議案第1号として提出するに当たり、その提案理由を説明申し上げます。

さきに審議いたしました町理事者から提案のありました特別職の給与及び職員の給与の削減が原案可決となったところであります。このいろいろな審議の中におきまして、町長より、また助役より、非常に苦渋の決断であったと。そして、この非常に財政状況が大変な中に厚岸町はほうり込まれてしまったと。そういう中で、特別職の給与に関しては15%、そして、一般職員の給与に関しても10%の削減をせざるを得ない。このことは、理事者はもちろんのこと、特に給与の低い一般職員や、

あるいは子育ての最中で日常生活に非常に経費のかかる職員の苦衷を思いますと、当時この議論の最中に町長並びに助役は声を詰まらせていました。その状況は我々の胸を打ちますし、その認識は議員においても同じであります。そういう中で、私も議員の報酬につきましてもこれを削減していこうというふうに思いまして、今回提案したものでございます。

内容につきましては、お手元に配付いたしました条例案を見ていただくとわかると存じますが、あえて簡単に申し上げますと、議長において月額を16%、副議長において月額15%、常任委員長、議会運営委員長において月額12%、そして、議員において月額10%を削減する。平成17年度限り実施しようとするものであります。この条例は、平成17年4月1日から施行するものでございます。

議員各位の賛同、特段のご理解をいただけますようよろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第4、意見書案第9号 都道府県漁業調整規則における罰則強化について漁業法の改正を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議長 提出者であります南谷議員に、提案理由の説明を求めます。

3番、南谷議員。

3番 ただいま議題となりました意見書案第9号につきまして、提出者を代表しその趣旨を申し述べさせていただきます。

内容につきましては、事務局の方から私が説明するよりも詳しくるる説明がありましたので、私からは、議員の皆様も厚岸町に住んでおられ、漁業の実態というも

のをよくご存じだろうと思いますので、簡略にさせていただきたいと存じます。

ここに中川議員も座っておられますけれども、中川議員みずからがウニ班の班員でございます。大変苦勞なさっております。厚岸町の実態、この厚岸町が属する東部海域におきましても、過去から毛ガニやウニの密漁事犯が非常に絶えないわけでございます。近隣組合含めて、保安部等いろいろと陳情してまいりました。しかしながら、なかなかまだ絶えない。

そうした中、町としては、町の補助も受け、平成13年の8月だと思えます。床潭地区に密漁防止監視レーダー 1,800万円を投じましてレーダーを設置し、未然防止に努めてきたところでございます。班員の皆さんが、正月も返上して、そして、2人ワッチを組んで監視をしておるのが実態でございます。班員の皆さんにおかれては、直接当番で苦勞される監視体制、そして、さらには実質の被害における資源減少による被害、本当に並大抵の苦勞ではない実態がございます。皆さんの窮状をぜひ理解をしていただいて、この意見書案に賛同をお願いするものでございます。どうかよろしく願いいたします。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議長 日程第5、意見書案第10号 BSE全頭検査の継続を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議長 提出者であります小澤議員に、提案理由の説明を求めます。

4番、小澤議員。

4 番 ただいま議題となりました意見書案第10号 BSE全頭検査の継続を求める意見書について、提出者を代表いたしましてその趣旨を申し上げます。

食品安全委員会が「20カ月齢以下のBSE感染牛を発見できなかったことは、我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実」とする報告を行ったことなどから、現在BSE全頭検査を見直す動きが加速し、また、米国産牛肉の輸入再開の動きが強められております。しかし、BSE全頭検査については、本道が強くその必要性を訴え、国の対策として実施されてきたものでありまして、それによって、牛肉に対する安全・安心を確保してきたことは、生産者や消費者の共通認識として定着しております。

さらに、全頭検査によって、21カ月齢や23カ月齢という若い感染牛を発見し、BSEの発生の解明にもつながることなどから、食品安全委員会の間取りまとめにおいて、BSEは科学的に解明されていない部分も多い疾病であり、全頭検査は、消費者の健康保護に貢献してきたことは認められております。こうしたことから、BSE全頭検査は継続されるべきであり、米国産牛肉の輸入再開に当たっては、我が国と同水準の検査を行うことが前提であります。

以上、ご説明を申し上げますが、議員各位のご理解とご賛同をいただくことをお願い申し上げ、提案説明を終わります。

以上です。

議長 これより質疑を行います。

12番 12番

ちょっと提案者にお伺いしたいんですが、この内容等について、私は全く異議を唱えるものではありません。ここで、中段以降に、「BSE全頭検査については、本道が強くその必要性を訴え」というふうになっております。これは、北海道議会はこれでいいのかもしれませんが、各市町村までおりてきてやっている意見書でありますから、ここは、北海道を初め各関係機関とか、そういう言葉に直されたいのではないのかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

議長 4番

4番 これは、私ども生産者といたしまして、特に農業団体といたしましてもこのことを強く求めているところでもありまして、ただいま谷口議員の方からそういうお話もございました。そのことももっともであろう、私自身もそう思います。そういう

議 長 | ことから、そういうことも含めていただくということもやぶさかではありません。
休憩いたします。 休憩時刻 19時08分

議 長 | 本会議を再開いたします。 再開時刻 19時19分
議案の訂正の申し出があります。これを許したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
それでは、字句の訂正を許したいと思います。
4番さん。

4 番 | ただいま大変ご迷惑かけもいたしました。ただいまいろいろと賛成者と協議をいたしまして、字句の訂正をお願いをしたい、このように思います。

「BSE全頭検査については、本道が強くその必要性を訴え」とありますけれども、この「本道」、ここに、「北海道初め地域関係機関」、これを入れていただきたい。「北海道初め地域関係機関が強くその必要性を訴え、国の対策として実施された経緯があり」、このようになりますので、このようにお願いをいたしたいと思っております。

議 長 | お諮りいたします。
ただいま4番さんから字句の訂正がありまして、説明がありました。これをこのように認めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
よって、ただいま説明があったように字句の訂正をすることに決定いたしました。
これより質疑を行います。

(なし)

議 長 | なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 次に、日程第6、意見書案第11号 私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議 長 提出者であります佐藤議員に、提案理由の説明を求めます。

6 番、佐藤議員。

6 番 ただいま上程をいただきました意見書案第11号であります私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案の趣旨を申し上げたいと思います。

詳細は、意見書案記載のとおりご朗読をいただきましたけれども、ご承知のとおり、私立学校につきましては、それぞれ建学の精神、あるいは独自の教育理念のもとに、公教育の一翼を担うものとして、我が国の教育の振興、発展に大きな役割を果たしてきております。しかしながら、その経営基盤は依然として脆弱であり、加えまして、近年の少子化に伴う長期的な生徒数の減少により厳しい学校運営を余儀なくされております。さらにはまた、昨今の深刻な経済、あるいは雇用情勢による生徒の就学への影響が懸念されるなど、私立学校を取り巻く環境は、従来以上にますます厳しさを増しております。

学校教育における私立学校が果たす役割やその重要性、私立学校を取り巻く環境の厳しい状況を考えますと、改めて一人一人の能力や個性に応じた教育の実現と、私立学校の経営の健全化が求められるところであり、都道府県が実施をいたします私学助成制度に係る財源措置の充実強化が必要と考えるものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、議員各位のご理解とご賛同をいただきたく心からお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長

日程第7、意見書案第12号 教育基本法の改正を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長

職員の朗読 (朗読内容省略)

議 長

提出者であります岩谷議員に、提案理由の説明を求めます。

11番。

1 1 番

ただいま議題となりました意見案第12号 教育基本法の改正を求める意見書については、提出者を代表いたしましてその趣旨を申し上げます。

教育基本法は、ご存じのとおり、戦後間もなく昭和22年に制定され、その後一度も改正されることなく今日に至っております。そして、今日、我が国の教育の現状は、極めて憂慮すべき状況に立ち入っております。青少年による数々の痛ましい犯罪の発生に見られるように、道徳心や規範意識はいよいよ希薄化し、学校教育においては学級崩壊やいじめ、不登校、また、このほど発表されたOECD、経済協力開発機構による国際比較調査でも見られるような学力の低下等が指摘され、さらに、家庭や地域社会での教育力が十分に発揮されず、教育の抜本的な改革は、国民的に最も重要な課題と言っても過言ではない状況にあります。

言うまでもなく、教育は国家百年の大計であります。今こそ我が国は、新しい教育基本法のもとに、我が国の歴史、文化、伝統を尊重し、国や郷土、共同体を大切にすることをはぐくみ、さらに家庭での教育が充実され、国際社会にあっても個性と品位を持ち、活気にあふれる国にすることが求められています。

よって、国に対して、国の次代を担う子供たちが将来に向かって夢や希望を抱くことができるよう、すべての教育の基本である教育基本法について国民的な議論を尽くし、改正が行われることが強く求められるものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、議員各位のご理解とご賛同をいただくことを
お願い申し上げます、提案説明を終わりたいと思います。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

14番。

1 4 番

今、意見書をご提案いただいてご説明をお伺いいたしました。

私は、今の教育基本法が、提案者が言われる教育の現状をもたらしたというふう
には考えておりません。もっと別なところにそれはあるのではないかというふう
に思うわけであります。教育基本法そのものを十分にお読みになれば、この基本法が
持っている意味合いが私はよくわかるのではないかというふうにするわけであり
ます。

時間がありませんが、少し長くなるかも知れませんが、ご説明といたしますか、
私の考えを申し上げます。

教育基本法冒頭に、「日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、
世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根
本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理
と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな
文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精
神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この
法律を制定する。」というふうにならわっております。

第1条は、教育の目的であります、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な
国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と
責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わな
なければならない。」と教育の目的を述べております。

次いで、第2条では教育の方針として、「教育の目的は、あらゆる機会に、あ
らゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学
問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によ
って、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」と方針を述べ、第3
条は、教育の機会均等であります。「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じ
る教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、

社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」

次に、義務教育のことが第4条でうたわれ、第5条では男女共学、第6条では学校教育、第7条では社会教育、第8条では政治教育、第9条では宗教教育というふううたわれてきて、第10条で教育行政について、戦前の教育が政治の不当な支配に屈したことに思いをいたして、「教育は、不当な支配に屈することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」そして、11条で補則がうたわれております。

この教育基本法を読むときに、今提案者が提案なさった教育基本法の改正を求める要望意見書、全く事実には則していないのではないかというふうに思いますが、この点について、提案者のご見解を伺いたいのであります。

議 長
1 1 番

11番。

今回の提案につきましては、新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方というもの観点から提案したわけですが、現行の教育基本法を貫く個人の尊重、人格の形成、平和な国家及び社会の形成者などの理念は、憲法に沿った普遍的なものとして今後も大切にしていこうということです。そして、さらに今、これについて、いろいろ教育基本法を改正するに当たっては、次の挙げる点について、個人の能力の最大限の伸長、例えば信頼される学校教育の確立とやら、それから、創造性と実践的能力を備えた人材を。これは、知の世紀をリードする大学改革の指針とやら。それから、次に、家庭はすべての教育の出発点と。家庭の教育力の回復とやら、学校、家庭、地域社会の連携・協力の推進とやら。次に、政治や社会に関する豊かな知識、そして、しかも判断力と批判精神を、これは、公共に主体的に参画する意識や態度の涵養と。次に、国際社会を生きる日本人として、当然やはり日本の伝統、文化、これらを尊重し、郷土や国を愛する心と国際的な一員としての意識の涵養。次に、だれでも、いつでも、どこでも自由に学べる社会へ、これは、生涯学習の社会の実現とやら。それから、政府を挙げて着実な政策の施策の実行と、これは、あくまでも今回の振興基本計画の策定ということ。

以上です。

- 議 長 14番。
- 1 4 番 さっぱりわかりませんよ。教育基本法の第1条から目的があって、教育基本法とはこういうものだというのがうたわれて、第1条の教育の目的から11条の補足まで私申し上げたけれども、この一つ一つについて、どこがどうで反対なんだ、悪いんだ、改正をしなければならないのか、具体的に教えてください。
- 議 長 11番。
- 1 1 番 先ほど申し上げたように、あくまでもその理念については大事に尊重していくということで、あとそれ以上意見を述べることはできません。すべて今までの理念についてはあくまでも尊重するということです。
- 以上です。
- (「尊重するなら何も改正しなくていい」の声あり)
- 1 1 番 それによって、新たに改正する分を先ほど述べたような提案理由を私は説明いたしました。
- 以上です。
- 議 長 14番。
- 1 4 番 全然論議になっていないです。
- (「続けるのですか」の声あり)
- 1 4 番 いや、やはりきちんとした答弁をしてもらわないと困ると思うんだよ。提案している以上は。
- 議 長 休憩します。 休憩時刻 19時42分
- 議 長 本会議を再開いたします。 再開時刻 19時49分
- 本件については質疑をいたします。
- 14番さんは3回しているんですが、何も答えていないということで座ってしまっただけですね。だから、それに対して、提出者であります11番さん、14番さんに対する答えていないということについてお答えをしていただきたいと、こう思います。
- 11番。
- 1 1 番 先ほど休憩中に、質問者との理念が違ふとか、私の言い方は。だから、話がかみ合わない、その部分でここで論議して、いつまでたってもこれはできないという……。だから、恐らく質問者は質問者なりの理念があるだろうし、こちらはこち

らの方なりのそういう理念の中で、今回は尊重しながら新しい基本法を設定するという言い方をしたら、あとそれ以上の憲法どうのこうのという問題に触れたときには、それ相当難しい問題になりますよ。

(発言する者あり)

11 番 いやいや、それは、今、田宮さんに言うのは、田宮さんに対する答弁あれだということ。だから、そこら辺はやっぱり皆さんに理解してほしいな。だから、今までの教育法は、悪いということじゃないの。これを尊重しながら、そして、さらにこれ以上の新しい教育基本法を要するに提案するということでもって、今回のこういう問題になっているということでは理解していただきたい。

議 長 それでは、14番さんは3回で質問しておりますので、次に8番さん。

(「反対とか賛成とかいうの、それは変だろうと言うの」「何が変なのか」の声あり)

議 長 いや、3回の質問は終わりましたので、次にと、そう言ったんですよ。

(発言する者あり)

議 長 はい。8番、音喜多議員。質疑ですよ。

8 番 まず、今回出された意見書案ということは、この問題に具申するというか、物を特に意見書として提出するには相当慎重に重みのあるものでその取り扱いをしなくてはいけないというふうに私は思うのであります。ということは、現在の教育基本法は、日本国憲法の保障する教育にかかわる権利を実現するために定められた教育法規でありまして、いわゆる根元の本質と申しますか、根本法であり、憲法に次ぐ準憲法的な性格を持っているというふうに私は思うのであります。頭の悪い私でも、日本国憲法の抜本的な原理である個人の尊厳や尊重のもと、憲法の保障する教育を受ける権利、学問の自由や思想・良心の自由、法のもとの平等などの諸原理、諸原則を生かされて具体化されたものであるというふうに、私も学校勉強の中で嫌々ながらも教わった記憶がございます。

そこでお尋ねしたいんですが、先ほど14番議員さんも言われておりましたが、今の教育基本法は、どこの、あるいは何条のどこがだめなのか、つまり現状に合わないのか。そこをどのように変えたらいいのか、具体的にお示しをいただきたいというふうに思います。今の教育基本法が悪いということではないという11番議員さんが答弁をされておりますが、それでいてなぜ今回このような提出の仕方になったの

かというふうにまず1つお尋ねしておきたいというふうに思います。

2つ目に、学校教育におけるこの文面から見ますと、学級崩壊やいじめ、不登校については、我々の時代にも今も教育現場でこのことが言われておりますが、このことは、学校教育においては常にコインの表裏一体で、いつの時代でも大なり小なりついて回る、あるいはそういうジキチョウが出ているわけでありまして。しかし、その文面の後に続くジェンダーフリー教育や過激な性教育、あるいは学力の低下などと書かれてございますが、あるいはそのように言われておりますが、最近特に学力の低下等が言われておりますが、しかしながら、家庭での教育というか、家庭の崩壊というか、そこで子供の受ける影響というのが非常に大きいというふうに報道されておるわけでありまして。現在の教育で憂慮すべき危機的な状況にあると言われていいる。これがどのように、どういう現象でそのようなことを起こされているのか。ここに文面に書かれているように、具体的な事例をどういう現象からこのようになっているのかお示しというか、お答えいただきたいというふうに思います。

今、最後に提出者が言われておりますように、教育基本法は国家百年の計、これからの日本を担う子供たちのために、これは、親も全町民、全国民が真剣になって考えなければならない問題。その源は日本国憲法にあるわけですから、その日本国憲法を尊重し、議論することはやぶさかではございませんが、現状の中でどこが不都合なのかお答えいただきたいというふうに思います。

議 長
1 1 番

11番。

私先ほど最初から説明しているんですけども、一応基本法というのはあくまでもこれ日本国憲法という言い方ですね。その中で、今までの理念については大事に持っていきながら、尊重しながらこれを継続していくということ。そして、先ほど学級、いじめ、不登校という問題についてはこれらを含めて訂正する部分がさらにあるということで、今回の教育法を定めるということで提案しているということなんです。

それで、内容は、先ほどるる私の方からも説明しているんですけども、本当にこれ難しい問題です。入れば入るほど、やはり教育基本法という問題については本当に難しく、これがこうだからああだという問題は本当に理屈抜きに。だから、あくまでも理念として、双方で考える分をここのまですべて、それ以上の子供たちのためにとやら、国家のためということの新提案を要するに教育新法でもって定める

ということで提案しているということも理解をしていただきたいと思います。

(「ちょっと、わからない」の声あり)

議長 休憩します。 休憩時刻 19時59分

議長 本会議を再開いたします。 再開時刻 20時10分

ただいま上程されております本件については、質疑の途中であります。なお一層の精査の必要があると思われまますので、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案については厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長 日程第8、意見書案第13号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議長 提出者であります中川議員に、提案理由の説明を求めます。

5番、中川議員。

5番 ただいま上程されております意見書案第13号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める要望意見書案につきましては、ただいま朗読をいただきましたことに尽きるわけでございますが、提出者を代表しましてその趣旨を申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

北朝鮮による日本人拉致につきましては、終始一貫これを否定し、その後の小泉総理の訪朝による金正日総書記との会談で一転してこの事実を認め、日朝間に存在する諸問題については誠意を持って解決するとの日朝平壤宣言に署名したのであります。その後3回にわたります実務者協議の内容につきましては皆様方既にご承知のとおりでございますが、北朝鮮は、いまだに安否10名の日本人につきましては、8人は死亡、2人は未入国との主張を繰り返して、死亡したとされる日以降の確認情報もあるにもかかわらず、当初の説明を繕う対応に終始し、政府間の公式協議とい

う認識にも欠けまして、全く納得のできるものではありません。横田めぐみさんのご両親や拉致家族の皆さんのご心中をお察しするとき、子供を持つ人の親として、断じて許すわけにはいかないのであります。

したがいまして、国におきましては、食糧などの人道支援の即刻中止と、経済制裁を発動するなどして、この拉致問題の解明と早期解決に全力を持って取り組む必要があると考えます。

どうか、議員各位のご理解とご賛同を心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長 これより質疑を行います。

14番。

14番 この意見書案については賛成をするものであります。

考え方を若干申し述べておきたいというふうに思います。

ずっと最初から「誠意とは到底考えられない」というところまではそのとおりであります。この後、「小泉首相が訪朝した際に約束した食糧などの人道支援を即刻中止するとともに、経済制裁を発動するなど」というふうにあります。この人道目的の食糧支援というのは、日本の国、小泉首相が訪朝したときに約束したというふうになっておりますけれども、日本だけの問題ではないんですね。国連の呼びかけで、国際的な合意で取り組まれているものであります。アメリカでありますとかEUであるとか、あるいは韓国、ロシア、日本、名を連ねて、我が国は25万トンの食糧支援を決めて、既にその半分の12.5万トンを支援しているということでありませぬ。この食糧などの人道支援、中身はそういうものだというふうに思いますが、中川さんはどういうふうにお考えなのか、具体的にお答えがいただければいいというふうに思います。

それから、北朝鮮がこういう状況が続けるとするならば、当然経済制裁を発動するというようなことは大いにあり得ることだというふうに考えております。北朝鮮は、今に始まったことではなくて、かつてはサハリン沖で大韓航空の飛行機を爆破するとか、あるいはミャンマーでラングーンで大使館を襲撃するとか、そういう無法の数々を行ってきております。しかしながら、今申し上げたように、食糧などの人道支援というのは、我が国だけではなくて、アメリカ、EU、韓国、ロシア、日本、国連の呼びかけで国際的な合意で取り組まれている、そういう内容のものだと

いうふうを考えるわけであります。

全体としては当然のことでありますから賛成をするわけでありますが、今の点について、考え方を述べておきたいということであります。

議 長
5 番

5 番。

ただいまの意見書案第13号につきまして、田宮議員の方から提出者の私に質問ということでございますので、これにお答えをしたいと存じます。

今、田宮議員からも8割、9割は賛成なんだという言葉もつけていただきました。私からご説明をさせていただきます。

ただいま田宮議員からも言われましたように、従来からも我が国は、国際機関を通じまして、北朝鮮に対しまして食糧や医薬品等を中心とした人道的な支援を行っております。しかし、北朝鮮は、依然として不誠実きわまりない対応に終始して、我々日本国民を愚弄しております。それから、2つ目といたしまして、この拉致家族の皆さんでさえ、そのリスクを覚悟して経済制裁を国に求めております。そしてまた、3つ目といたしまして、医学や科学技術の進歩の著しい日本にあって、横田めぐみさんのものとされます遺骨が別人のものと鑑定され、にもかかわらず、制裁が発動されたなら我が国に対する宣戦布告とみなし、強力な物理的対応をするとの恫喝ともとれる発言をしております。4つ目といたしまして、北朝鮮は、従来からの主張のつじつま合わせのための資料の捏造や改ざんを繰り返しております。

以上のことから、私は、食糧などの人道支援の即刻中止と経済制裁の発動は当然のことと考えます。

以上でございます。

議 長

他にありませんか。

(なし)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第9、意見書案第14号 「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議 長 提出者であります室崎議員に、提案理由の説明を求めます。

1番、室崎議員。

1 番 ただいま朗読いただきました内容に、提出者として特につけ加えることはございません。介護福祉士の質の向上を図るということは、それはもう大変必要なことでありますが、そのことが、高校卒業者から介護福祉士の受験資格を奪って、特定の指定養成施設の卒業生にのみ与えるということによって図られるとは到底思われません。したがって、このような改正方法をするとなれば、これは百害あって一利なしということだと思っておりますので、賢明なる議員各位のご賛同を賜りたくよろしく願います。

議 長 これより質疑を行います。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第10、意見書案第15号 北方領土の早期復帰の実現に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議 長 提出者であります室崎議員に、提案理由の説明を求めます。

1番、室崎議員。

1 番 ただいま朗読いただきました内容に、提出者として特別につけ加えることはござ
いませぬ。賢明なる議員各位のご賛同を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。
(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第11、意見書案第16号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する要望
意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議 長 提出者であります室崎議員に、提案理由の説明を求めます。
1 番、室崎議員。

1 番 ただいま朗読いただきました内容に尽きるかと存じます。
この問題については、提出者の私が申すまでもなく、議員各位におかれましては
十分にその問題点をご理解と存じます。賢明なる議員各位のご賛同を賜りたくよろ
しくお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。
(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議長 日程第12、意見書案第17号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する要望
意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議長 提出者であります音喜多議員に、提案理由の説明を求めます。

8番、音喜多議員。

8番 ただいま上程いただきました意見書案第17号について、提出者の私より若干趣旨
説明をさせていただき、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

ただいま事務局より朗読いただきましたが、議論いただきます食料・農業・農村
基本計画は、平成11年に食糧の安定供給等を基本理念に制定され、翌12年3月に、
この法律に基づいて食糧自給率の目標や同法の基本理念を具現化するために講ずべ
き施策が定められたものでありました。この制定には、私どもの議会においても議
員各位の賛同を得まして意見書を提出させていただきましたが、平成17年、明年で
丸5年がたち、この経過の中、中間論点整理がなされ、明年3月にはこれからさら
に取り組むべき目標が定められようとしております。

この法律の最大の目標であります人間の生命維持に欠くことのできない食糧の確
保、その食糧の安定供給のための自給率の向上は、いまだ明確に示されておりませ
ん。我が国の自給率は、昭和40年には73%あったものが、50年には54%と年々低下
し、平成10年には40%となり、ここ6年間連続で40%を維持はしているものの、主
要先進国7カ国の中で最も低い位置にあります。また、記憶に新しい平成6年には、
冷害による米の不作による高騰や、金に物を言わせて外国米の買いあさり等、外地
からもかなり批判を浴びたほど、このときほど多くの国民や政治家も、自国の食糧
自給率の大切さを認識したものであります。また、これまで規模拡大、効率化一辺
倒の農業政策を進めてきた結果の遊休地の拡大や、BSEや遺伝子組み換え食品な
どに対する食の不安も引き起こされております。

明年、この食料・農業・農村基本計画の政策の見直しに当たり、食糧自給率を引
き上げ、食の安全・安定に結びつく施策が展開されますよう、再び議員各位の賛同
を得まして要請していただきますようお願いし、提案の趣旨説明とさせていただきます

ます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

3番 3番。提案者に二、三お尋ねをさせていただきたいと存じます。

私も農業政策に賛同するものでございますし、この要望書に対しまして大賛成でございます。2000年に食料・農業・農村基本計画が制定されて、その後漁業基本法も制定されたわけでございます。ですから、私も非常にこの基本法に興味を持っておりますが、残念ながら農業に対する知識がないものですから、そこで提案者にお聞きするわけでございます。

まず、第1点目でございますけれども、①の担い手政策のあり方、それから、③の農地制度のあり方でございますが、2000年当初に定めるときに計画された計画と、今まに見直しをしていかなければならないその相違点、どういうところを見直していきたいのか、この辺について、できましたらひとつ。

さらには、文中の中ほどに、3段目ですか、「生産費を償うための価格保障制度の確立を明確にされ」とうたっているんですけども、今後どのような制度をどう確立されていかれるのか、もしできましたら、可能な限りでよろしいんですけども、説明していただければありがたいと思います。

議長 8番。8番 担い手政策のあり方については、現在非常に高齢化しておりまして、農業生産者そのものがかなり高齢化してきていると。したがって、今後は、いわゆるプロ農家ということに限定せず、農業意欲のある、そういう新たにやってみたいという者も育成しながらそういう担い手として今後も育てていくべきと、そういう考え方に立っているように伺っております。

それから、農地制度のあり方、かなりこの土地、農地等の利用規制の体系を整理しなければいけないということで、農地を農地として利活用できるよう制度の確立を急ぐことというふうに言われております。特に、最近、構造改革特区でリースの方式による株式会社の農地取得だとか、そういった農業参入だとかいうことがうわさされていますが、そういったことの拙速的なことについては全国展開をしないように、あくまでも農業を志す人方にその農地を保護するというやり方がこれからも必要であろうというふうに言われております。

それから、3点目の農産物の生産費、いわゆる農産物に対する保障制度を含めて、いわゆるつくった価格保障と申しますか、そういうある程度上積みの部分というか、そういったものがかなり政府で今日までやられてきたんですが、それが今、こんな財政状況の中でそれを撤退するというか、この地域でいえば、乳価の問題についてもある程度政府保障制度というのがあります、これがかかなり最近引き下げられて、乳価そのものも引き下げられてきているという状況にあります、いずれにしても、生産者がそういった農産物を生産し、生計の維持のできる、そういう価格制度を今後も引き続きやっていただきたいということでございますので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

議 長

いいですか。

(「わかりました」の声あり)

議 長

他にありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長

日程第13、各常任委員会道内行政視察報告書を議題といたします。

産業建設常任委員会、厚生文教常任委員会が閉会中に実施した道内における先進地行政視察の報告書が、今般委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議 長 | 日程第14、各委員会所管事務調査報告書を議題といたします。
- | 総務、産業建設、厚生文教各常任委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査に対する調査の報告書が、今般各委員長から提出されております。
- | この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。
- | (「異議なし」の声あり)
- 議 長 | ご異議なしと認めます。
- | よって、本件報告書のとおり了承することに決定いたしました。
- 議 長 | 日程第15、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
- | 次期定例会までの間、閉会中の継続調査の申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。
- | お諮りいたします。
- | 本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。
- | (「異議なし」の声あり)
- 議 長 | ご異議なしと認めます。
- | よって、本件は本申出書のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 | 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。
- | よって、平成16年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。
- 閉会時刻 20時49分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年12月21日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員